『江戸川大学紀要』第 34 号（2024 年 3 月）pp.351-366

教員が行う研究において，研究対象者を自身の関与する学生にした場合に生じうる法的問題点

柴野　荘一*, **

要　約

学生の指導をする教員と，それを受ける学生との間には権力勾配が存在する。学生を対象とした研究は，医学医療における教育の発展に貢献し，より良い各種医療スタッフを輩出するという目標にもつながりうる。しかし，学修成果に関する評価者対被評価者の関係から生ずる権力勾配等，研究計画の立案や研究の実施に際して慎重な配慮が求められる。これまで，研究者である教員が学生を対象とした研究において，実際どのようなことをしたらどのようにいけないのかということは，特に法的側面において明確にされていない。本研究は，その実情を文献等より明らかにした。まず，文献からの知見を整理するとともに，大学生及び大学院生に対してアンケート調査を実施し，教員が関与する学生を対象とする研究の実施の有無や，学生の思いを明らかにした。アンケート調査では，学生に対し関与する教員からの研究協力依頼が存在する事実が明らかとなった。また，教員からの研究協力依頼に対し，学生の半数は教員からの同依頼に対し，断りにくいと感じていた。さらに，教員からの同依頼を措定した設問においても，学生のおよそ半数は断りにくいと感じると回答していた。以上より，教員から同依頼をされた場合には，学生のおよそ半数は断りにくいと感じる可能性が示唆された。次に，当該実態を法的側面より検討するのに不可欠な，在学関係の法的性質につき確認した。在学関係の法的性質に関し，教員が関与する学生を対象に研究を行う際に登場する主体（学生・教員・学校）とそれらの間の法的関係や，学生が講義等に関与する教員からの研究協力依頼に関し種々の不利益を被った場合の法的事象についても検討した。また，そこから生じる，債務不履行及び不法行為という法的効果についても明らかとなった。さらに前述の三主体に関係する債務不履行及び不法行為が問題となった裁判例を取り上げることで，教員による学生への同依頼につき，学生の不利益の度が過ぎた場合に，どのような法的問題（責任）が生じうるかにつき考察した。最後に，研究者が実際に研究を行う上で，法にも劣らない強制力を持っているといっても過言ではない「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」につき，確認した。本研究では，アンケート調査を実施することにより，学生に対し関与する教員からの研究協力依頼の実態の一部が明らかになった。また学生を対象とした研究を取り巻く法的関係・事象について，一定の整理がついたと考える。

キーワード：教員，学生，権力勾配，在学関係，債務不履行，不法行為

Ⅰ　はじめに

学生の指導をする（学生の成績・卒業判定をする）教員と，それらを受ける学生との間には権力勾配が存在する。つまり，学生は指導等をする教員に比べ，社会的弱者ということもできる。

2023 年 11 月 30 日受付
*　江戸川大学　人間心理学科非常勤講師
**　東京医療保健大学　医療保健学部
医療情報学科　専任講師

学生（学部生や院生等）を対象とした研究は，医学医療における教育の発展に貢献し，より良い各種医療スタッフを輩出するという目標にもつながりうる。しかし，学修成果に関する評価者対被評価者の関係から生ずる権力勾配等，研究計画の立案や研究の実施に際して慎重な配慮が求められる。このように言われてはいるものの，研究者である教員が学生を対象とした研究の中において，実際どのようなことをしたらどのようにいけないのかということは，特に法的側面において明確にされていない。

本研究では，このような点につき，その実情を文献や報告により明らかにした。また，大学生及び大学院生に対してアンケート調査を実施し，教員が関与する学生を対象とする研究の実施の有無や，それに対しての学生の考えの実態の一部を明らかにした。さらに，在学関係の法的性質についても整理を行い，教員が関与する学生を対象に研究を行う際に登場する主体とそれらの間の法的関係や，学生が講義等に関与する教員からの研究協力依頼に関し種々の不利益を被った場合の法的検討についても論じた。

その結果は，研究者である教員にとって適正な研究計画作成やヒトに関する研究倫理審査申請の一助となり，また，研究に協力するかもしれない学生（研究協力候補者としての学生）が研究協力の可否を適正に判断できることにもつながり，さらには，研究に協力する学生（研究協力者としての学生）が安心かつ納得して研究に協力できることにつながりうると考える。

Ⅱ　本　論

(1) 学生に対する教員からの研究協力依頼において，パワーがはたらいていると思われる現状について

1) 文献より

塚本らは，1999年から2003年の間に，日本の看護系学会の学術集会講演集及び抄録集に掲載された看護学教育研究[(1)]2153件の倫理的問題の動向を分析している[(2)]。その中で，研究対象が（看護）学生となっているものは1517件（70.5%）と研究対象のうちで最多となっていることを報告し，このうち512件（33.8%）が，研究対象である（看護）学生の匿名性の確保が不十分であることも報告している。

また，長田は，心理学関連分野の研究協力の実態につき，学術雑誌『心理学研究』の2006年度刊行のものと2016年度刊行のものを分析している[(3)]。その中で，『心理学研究』77巻（2006）においては，人を対象とする研究49件のうち31件が学生（学部学生及び大学院生）であり，また，『心理学研究』87巻（2016）においては，人を対象とする研究57件のうち31件が学生（学部学生及び大学院生）であったことが報告されている[(4)]。

2) 学生に対するアンケート調査より

本研究では学生を対象とした教員が行う研究において，研究協力を依頼される学生がどのような思いを抱いているのか，その現状を把握するためにアンケート調査を実施した（武蔵野大学大学院法学研究科研究倫理委員会承認番号：R3-1）。

●対象者

A大学看護学部学生530名およびA大学大学院看護学研究科大学院生28名を対象とした。

●方法

倫理審査において承認を得られた後，研究責任者よりA大学看護学部学部長に，研究協力依頼をメール添付の書面にて依頼した。A大学看護学部学部長が研究協力依頼を承認されたため，A大学看護学部学部長よりメールにてA大学看護学部・看護学研究科の大学生及び大学院生に，研究協力依頼文とアンケートフォーム（図1～4。なお，図1において，今回本研究のアンケートにご協力いただけなかった学部についての部分を墨塗とした。）のURLを送信いただき，研究協力に同意した学生より回答を得た。アンケート実施期間は，令和3年9月30日から同年10月31日までとした。得られたアンケート内容を集計し，分析を行った。

●アンケート内容

属性質問（1項目），アンケート回答学生の指

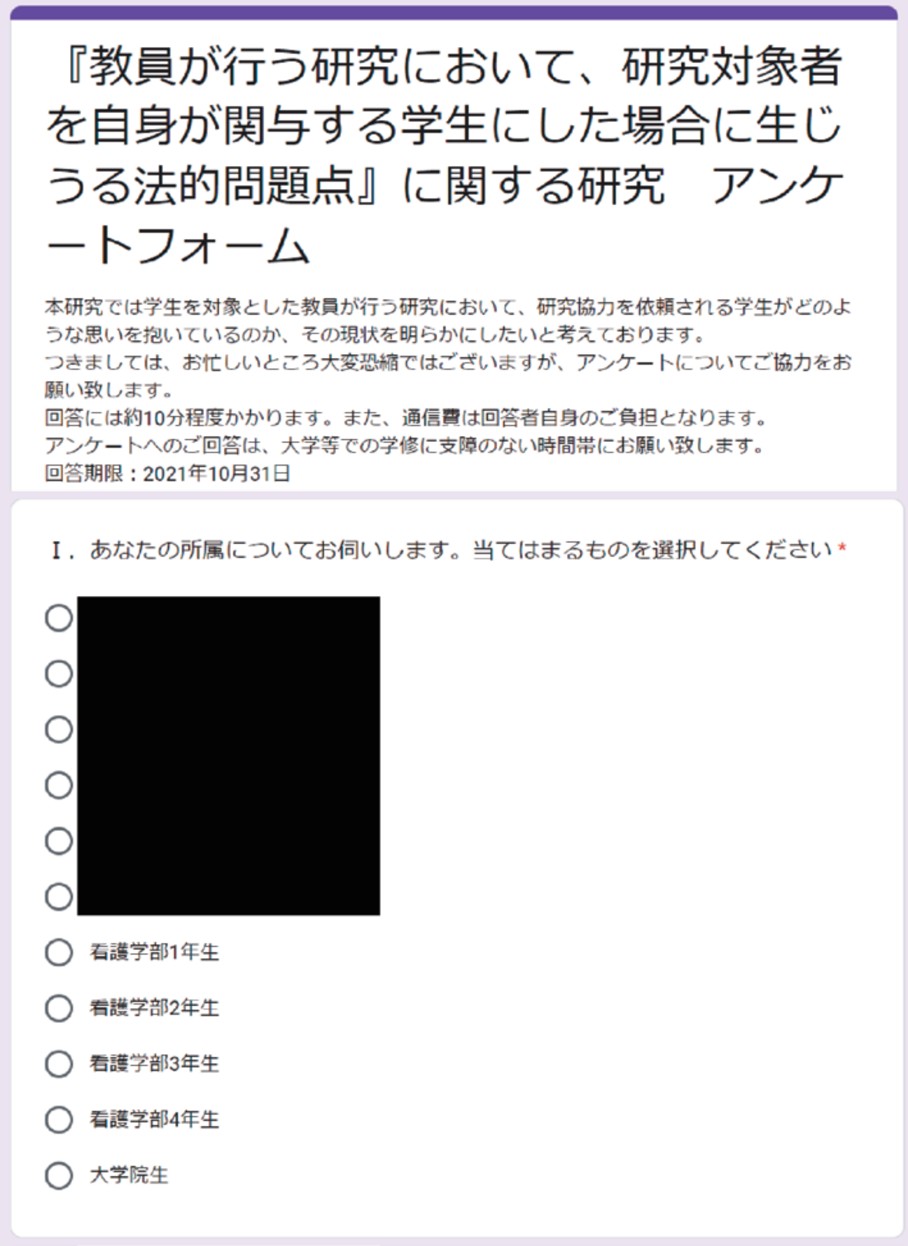

『教員が行う研究において、研究対象者を自身が関与する学生にした場合に生じうる法的問題点』に関する研究　アンケートフォーム

本研究では学生を対象とした教員が行う研究において、研究協力を依頼される学生がどのような思いを抱いているのか、その現状を明らかにしたいと考えております。
つきましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、アンケートについてご協力をお願い致します。
回答には約10分程度かかります。また、通信費は回答者自身のご負担となります。
アンケートへのご回答は、大学等での学修に支障のない時間帯にお願い致します。
回答期限：2021年10月31日

Ⅰ．あなたの所属についてお伺いします。当てはまるものを選択してください *

- [redacted]
- 看護学部1年生
- 看護学部2年生
- 看護学部3年生
- 看護学部4年生
- 大学院生

図１　アンケートフォーム①

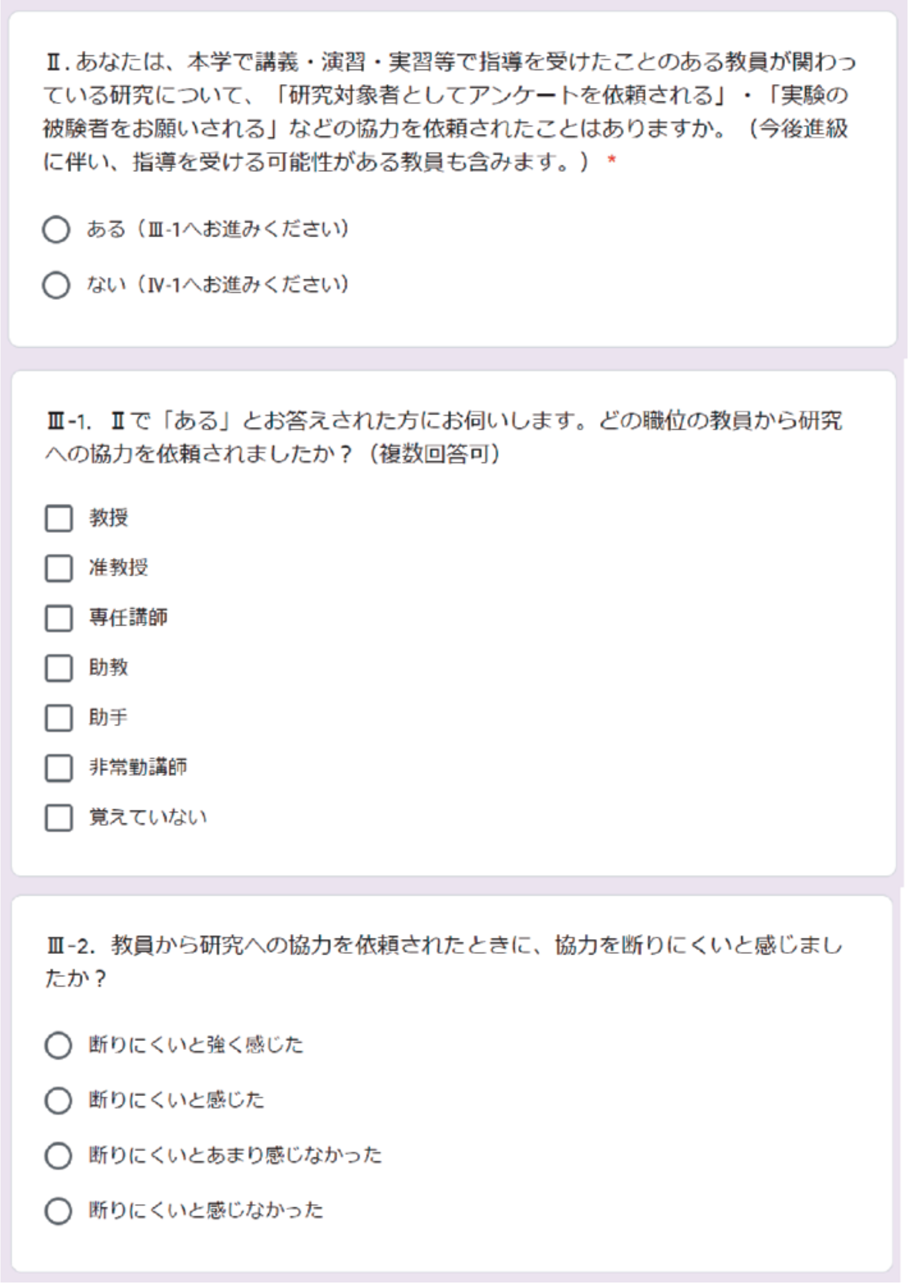

Ⅱ. あなたは、本学で講義・演習・実習等で指導を受けたことのある教員が関わっている研究について、「研究対象者としてアンケートを依頼される」・「実験の被験者をお願いされる」などの協力を依頼されたことはありますか。（今後進級に伴い、指導を受ける可能性がある教員も含みます。） *

○ ある（Ⅲ-1へお進みください）

○ ない（Ⅳ-1へお進みください）

Ⅲ-1. Ⅱで「ある」とお答えされた方にお伺いします。どの職位の教員から研究への協力を依頼されましたか？（複数回答可）

☐ 教授

☐ 准教授

☐ 専任講師

☐ 助教

☐ 助手

☐ 非常勤講師

☐ 覚えていない

Ⅲ-2. 教員から研究への協力を依頼されたときに、協力を断りにくいと感じましたか？

○ 断りにくいと強く感じた

○ 断りにくいと感じた

○ 断りにくいとあまり感じなかった

○ 断りにくいと感じなかった

図２　アンケートフォーム②

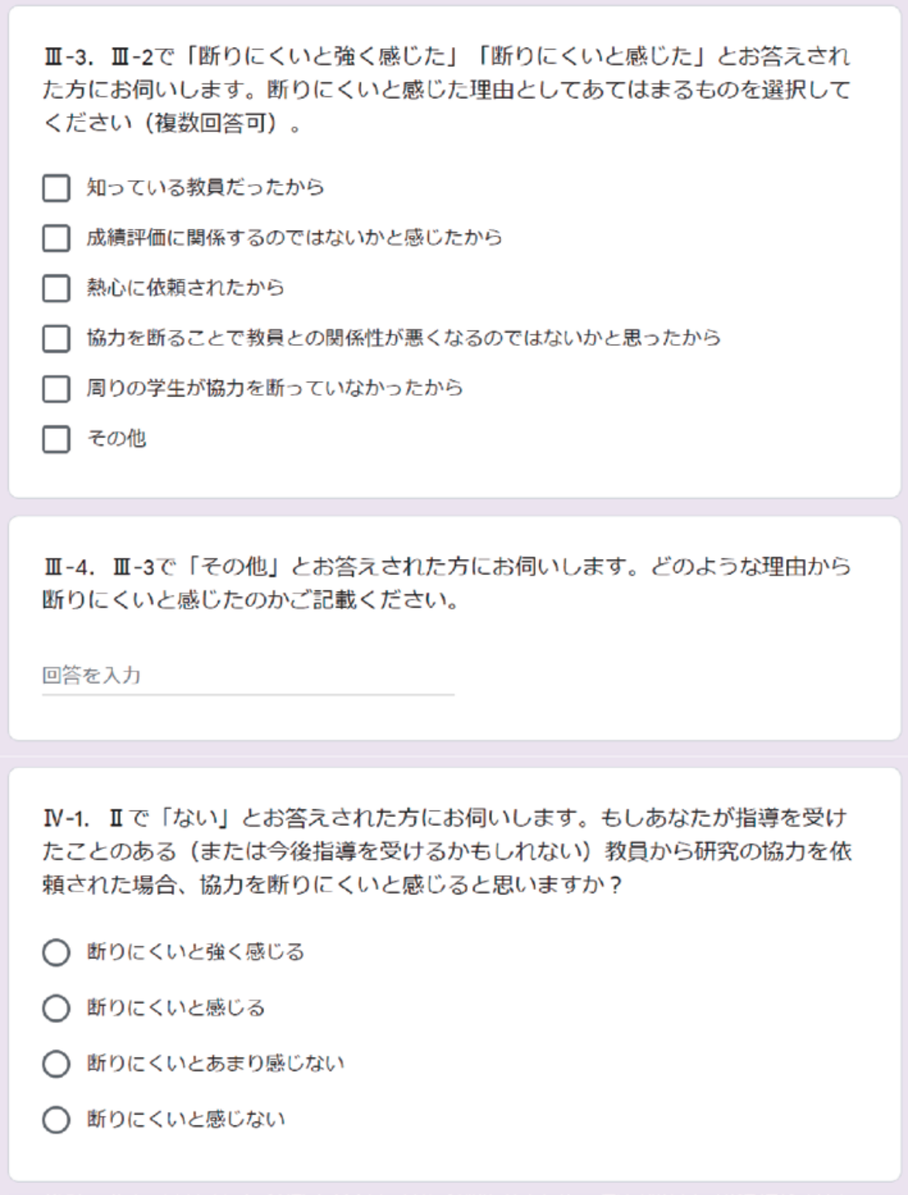

Ⅲ-3. Ⅲ-2で「断りにくいと強く感じた」「断りにくいと感じた」とお答えされた方にお伺いします。断りにくいと感じた理由としてあてはまるものを選択してください（複数回答可）。

- [ ] 知っている教員だったから
- [ ] 成績評価に関係するのではないかと感じたから
- [ ] 熱心に依頼されたから
- [ ] 協力を断ることで教員との関係性が悪くなるのではないかと思ったから
- [ ] 周りの学生が協力を断っていなかったから
- [ ] その他

Ⅲ-4. Ⅲ-3で「その他」とお答えされた方にお伺いします。どのような理由から断りにくいと感じたのかご記載ください。

回答を入力

Ⅳ-1. Ⅱで「ない」とお答えされた方にお伺いします。もしあなたが指導を受けたことのある（または今後指導を受けるかもしれない）教員から研究の協力を依頼された場合、協力を断りにくいと感じると思いますか？

- ○ 断りにくいと強く感じる
- ○ 断りにくいと感じる
- ○ 断りにくいとあまり感じない
- ○ 断りにくいと感じない

図３　アンケートフォーム③

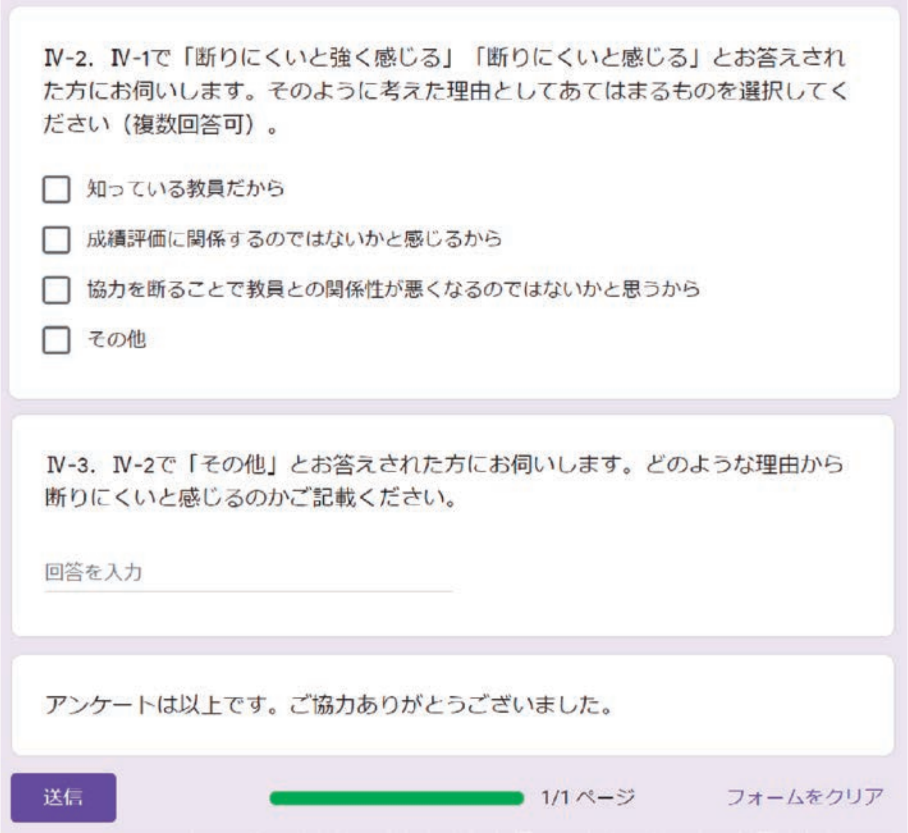

図４　アンケートフォーム④

導に関わる教員からの研究協力依頼についての設問（5項目），アンケート回答学生の指導に関わる教員（あるいは今後関わるかもしれない教員）からの研究協力依頼を措定した設問（3項目）の計９項目の設問のアンケートとした。

●アンケート調査に関する倫理的配慮等

対象者（参加者）の研究への参加・協力の自由意思・拒否権の確保について，本研究への参加は自由意思に基づくものであり，研究参加の諾否により不利益を被ることはない。研究依頼メール（本メール）の送信者様には，対象者（参加者）が研究への参加を強制されないように，研究への参加の諾否は対象者（参加者）にお任せいただきたいこと，送信後はアンケートに回答したかどうかを確認しないようお願いした。

データ収集方法とその説明・同意を得る方法について，アンケートの送信をもって研究参加へ同意したものとした。また，アンケートは個人が特定できないため，研究参加後（アンケート回答後）に撤回ができないことを説明し了承を得た。

個人情報及びプライバシー保護の方法・研究結果の公表方法について，アンケートは無記名のため，個人は特定されない。本研究により得られたデータを扱うパソコンは，常にウイルス感染対策

ソフトやOSを最新の状態に更新し使用した。また，統計処理後は，暗号化USBにデータ保存を行った。暗号化USBは研究者の自宅外には持ち出さず，自宅の鍵がかかる金庫に保管し，研究結果公表から10年後にアンケートデータを消去する。

予測される対象者（参加者）の不利益とそれを回避する方法および対象者が得る利益については次のように考える。まず，対象者の負担として，アンケート回答に10分程度を要する。またアンケートの回答に伴い通信費が発生する。対象者の利益としては，本研究の結果が対象者（参加者）に直接的な利益をもたらすことはないが，今後の学生を対象とした研究における倫理的な問題への示唆につながると考えられる。

●結果及び考察

アンケートフォームのURLをメールにて送信した学生558名（学部学生530名，大学院生28名）のうち，31名から回答を得た。回収率は5.6%，有効回答率は5.6%であった。

アンケート回答者の属性について，学部1年生は19.4%（6名），学部2年生は22.6%（7名），学部3年生は32.3%（10名），学部4年生は19.4%（6名），大学院生は6.5%（2名）であった。

講義・演習・実習等で関わる教員からの研究協力依頼の経験の有無について，経験ありの者は6.5%（2名）であった。また，この2名につき，研究協力を依頼した教員の職位は，いずれも教授であった。石岡らは，看護学生を対象にした質問紙調査を行う際の倫理的配慮に関する実態を調査し，学生への研究協力（参加）依頼を行った教員の職位のうち一番多いのが教授であったことを報告している(5)。本研究におけるアンケート調査においても，学生に対し研究協力依頼をした教員の職位が教授のみであった（准教授・講師・助教・助手等の，教授以外の職位はみられなかった）点は，前述の石岡らの報告と同様の傾向を示すものと思われる。この傾向に寄与する要因としては，教授という職位が一番上位であることと看護学領域においては領域ごとにいわゆる「縦割り」の構造をとることが多いということの重なり合いの影響や，研究倫理（特に教員との権力勾配（パワーバランス）を考えた場合における学生という弱者の保護）の指針等の改正など(6)による研究倫理の厳格化に追い付いていない可能性があることが考えられる。

教員から研究協力を依頼された際の断りやすさ，あるいは断りにくさについては，断りにくいと感じた者が50%（1名），断りにくいとは感じなかった者が50%（1名）という，二分される結果となった。なお，断りにくいと感じた理由としては，成績評価に関係するということがあげられた(7)。本アンケート調査は，1つの大学の看護学科および看護学研究科に対してのみ行われており，また，アンケート調査により得られた回答数も少ないが，その中においても，学生が講義・演習・実習等で関わる教員からの研究協力依頼を断りにくいと感じたと回答している事実がある以上，教員が自身の関わる学生に対し研究協力を依頼するような研究は原則慎み，そのような方法でしか研究を行えないようなやむを得ない場合にのみ，弱者である学生である研究協力者に厳重に配慮した研究協力依頼をすべきと考える。

教員から研究協力依頼をされたことがない学生に対して，当該学生の指導に関わる教員（あるいは今後関わるかもしれない教員）からの研究協力依頼を措定し，断りにくさを問うた設問については，断りにくいと感じると回答した者が48.3%（14名），断りにくいとは感じないと回答した者が51.7%（15名）であり，それぞれがほぼ半数ずつとなる結果となった。本研究におけるアンケート調査により得られた回答数は少ないものの，前述の教員から研究協力依頼を受けたことがある学生において，断りにくいと感じた者と断りにくいとは感じなかった者の割合が半々であったことと考え合わせると，本設問は学生が教員より研究協力依頼をされた場合には，そのおよそ半数（50%）の学生は，断りにくいと感じうることを示唆する結果であるといえよう。また，断りにくいと感じる理由について，成績評価に関係するのではないかと感じるからというものが57.1%（14名中8名）にのぼった。このような結果の傾向

も，回答数は少ないものの，前述の実際に教員から研究協力を依頼され，断りにくいと感じた学生がその理由としてあげた「成績評価に関係する」と一致しており，成績評価は学生の最大の関心事である[8]ということがうかがえる。

(2) 在学関係の法的性質

1) 在学関係の基礎理論

明治憲法のもと，教育は内務行政の一角を担っており，よって在学関係は特別権力関係の一種と考えられた。なお，在学関係とは就学者と就学校との法関係のこと[9]をいう。また，特別権力関係論は19世紀後半，ビスマルク立憲君主制下でドイツ公法学により提唱された理論であり，明治憲法下，わが国において行政法学により取り入れられた特殊理論であり[10]，この理論の特徴は，行政主体について概括的に内部関係（特別権力関係）と外部関係（一般権力関係）とを峻別した上で，外部関係には国民の意思（つまり議会）の制定する法律の適用を認めるが，内部関係においてはその関係の設定目的の達成に必要な範囲と程度において特別な権力の発動が可能であり，それら法律の留保，基本権，司法審査を認めないという点にある[11]。

第二次世界大戦後の日本国憲法のもとにおいては，すべての物事につき法治主義が採用されるので，特別権力関係論は用いられるはずのない理論であるはずであった。しかしながら，特別権力関係論は在学関係において，教育が根本的に命令・規律を含有する点や，就学義務という行政処分性により，戦後しばらくの時を経た1970年代まで消失することはなかった[12]。この後，登場したのが部分社会の法理（部分社会論）であった。この中において，国公立及び私立の大学は自律的な部分社会とみなされる。そして，設置目的に即した自律的・包括的権能及び学則による学生の権利制限を許容し，一般市民法秩序と直接関係のない内部問題につき司法審査を制限している[13]。なお，判例としては，いわゆる昭和女子大事件（最判昭和49・7・19民集28巻5号790頁），また，いわゆる富山大事件（最判昭和52・3・15民集31巻2号234頁・280頁）がある。

前者の判例について，事実の概要は次の通りである。昭和女子大学の大学生2名が学内における許可なき署名運動や学外団体への加入を理由に，大学より譴慎処分を受けた。さらに，その処分までの一連の経緯につき，週刊誌やテレビ番組の中で述べた結果，退学処分を受けた。これに対し，当該学生らは，大学による退学処分は学生の教育を受ける権利を不当に侵害するものであり，また，退学に至るまでの大学の一連の指導は，「思想の自由」や「集会，結社の自由」を侵害するものであるとして，東京地裁に訴訟を提起した。本件は，学生側が上告したものである。争点は，私立大学における学生の政治活動の自由に対する規制は可能であるのか，退学処分は学生の思想や信条を理由とする差別的扱いにあたるのか，退学処分についての大学の裁量性はどのようになっているのかという3点であった。判旨は，結論的には上告棄却である。私立大学における学生の政治活動の自由に対する規制は可能であるのかという争点については，「憲法一九条，二一条，二三条等のいわゆる自由権的基本権の保障規定は……専ら国又は公共団体と個人との関係を規定するものであり，私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものではないことは，当裁判所大法廷判例[14]の示すところである。したがって……私立学校である被上告人大学の学則の細則としての性質をもつ……生活要録の規定について直接憲法の右基本権保障規定に反するかどうかを論ずる余地はないものというべきである。大学は，国公立であると私立であるとを問わず，学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設であり，……その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し，これによって在学する学生を規律する包括的権能を有するものと解すべきである。特に私立学校においては，建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針とによって社会的存在意義が認められ，学生もそのような伝統ないし校風と教育方針の下で教育を受けることを希望して当該大学に入学するものと考えられるのであるから……比較的保守的な校

風を有する大学が，その教育方針に照らし学生の政治活動はできるだけ制限するのが教育上適当であるとの見地から，学内及び学外における学生の政治的活動につきかなり広範な規律を及ぼすこととしても，これをもって直ちに社会通念上学生の自由に対する不合理な制限であるということはできない。」と判示されている。退学処分は学生の思想や信条を理由とする差別的扱いにあたるのかという争点については，「大学当局に届け出ることなく学内において政治的暴力行為防止法の制定に対する反対請願の署名運動……のような実社会の政治的社会的活動にあたる行為を理由として退学処分を行うことが，直ちに学生の学問の自由及び教育を受ける権利を侵害し公序良俗に違反するものでないことは，当裁判所大法廷判例(15)の趣旨に徴して明らかであり，……右退学処分が上告人らの思想，信条を理由とする差別的取扱でない。」と判示されている。退学処分についての大学の裁量性はどのようになっているのかという争点については，「大学の学生に対する懲戒処分は，教育及び研究の施設としての大学の内部規律を維持し，教育目的を達成するために認められる……退学処分が，他の懲戒処分と異なり，学生の身分を剥奪する重大な措置であることにかんがみ，当該学生に改善の見込みがなく，……教育上やむをえないと認められる場合にかぎって退学処分を選択すべきである……当該学生に改善の見込みがなくこれを……やむをえないかどうかを判定するについて，……あらかじめ本人に反省を促すための補導を行うことが教育上必要かつ適切であるか，またその補導をどのような方法と程度において行うべきかどうか等については……学校当局の具体的かつ専門的・自律的判断に委ねざるをえない……右補導の過程を経由することが特別の場合を除いては常に退学処分を行うについての学校当局の法的義務であるとまで解するのは，相当でない。……上告人ら……公然と大学当局の措置を非難するような挙にでたことは，同人らがもはや同大学の教育方針に服する意思のないことを表明したものと解されてもやむをえない……大学当局が，上告人らに同大学の教育方針に従った改善を期待しえず教育目的を達成する見込みが失われたとして，同人らの……一連の行為を「学内の秩序を乱し，その他の学生としての本文に反した」ものと認めた判断は，社会通念上合理性を欠くものであるとはいいがたく，……本件退学処分は，懲戒権者に認められた裁量権の範囲内にあるものとしてその効力を是認すべきである。」と判示されている。学則の細則的な位置づけの生活要録は，私人の相互間の関係を規律するものであり，よって直接憲法の基本権保障規定に違反するかどうかを論じる余地はないという点につき，著者は，「大学は，国公立であると私立であるとを問わず，学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設」という判示と矛盾する，すなわち，私立大学だからといって日本国憲法の直接の適用を受けないという理論は成り立たないのではないかと考える。

一方，後者の判例について，事実の概要は次の通りである。富山大学において，成績証明書を偽造したために授業担当停止措置を講じられた教授がいた。同教授は，同措置にもかかわらず，授業を継続し，また学生ら7名も履修届を提出のうえ，同教授の授業を受け続けた。さらに，同教授により実施された試験を受け，合格の判定を得た。これに対し，大学側は，同教授による授業は正規のものとは認められず，よってその合格判定も認めることができないとして，学生らに当該科目の単位認定を行わなかった。そこで学生らは，当該学部の学部長及び学長に対し，単位認定不作為違法確認または単位認定義務確認を求め，また，このうち一名の学生については学長に対し専攻科修了認定不作為の違法確認または同認定義務確認も求め，訴訟を提起した。本件は，前者については当該学生らが上告したものであり（①事件），また，後者については大学側が上告したものである（②事件）。争点は，大学における授業科目の単位認定行為は司法審査の対象であるのか，国公立大学における専攻科修了認定行為は司法審査の対象になりうるかという2点であった。判旨は，結論的には，①事件については上告棄却，②事件については一部棄却・一部破棄自判で

ある。大学における授業科目の単位認定行為は司法審査の対象であるのかという争点については，「大学は，国公立であると私立であるとを問わず，学生の教育と学術の研究とを目的とする教育研究施設であって，その設置目的を達成するために必要な諸事項については，法令に格別の規定がない場合でも，学則等によりこれを規定し，実施することのできる自律的，包括的な権能を有し，一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているのであるから，このような特殊な部分社会である大学における法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象になるものではなく，一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は右司法審査の対象から除かれるべきものである。右の見地に立って本件をみるのに，……単位の授受（認定）という行為は，学生が当該授業科目を履修し試験に合格したことを確認する教育上の措置であり，卒業の要件をなすものではあるが，……それが一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足りる特段の事情のない限り，純然たる大学内部の問題として大学の自主的，自律的な判断に委ねられるべきものであって，裁判所の司法審査の対象にはならないものと解するのが，相当である。」と判示されている。また，国公立大学における専攻科修了認定行為は司法審査の対象になりうるかという争点については，「国公立の大学は公の教育研究施設として一般市民の利用に供されたものであり，学生は一般市民として……国公立大学を利用する権利を有するから，学生に対して国公立大学の利用を拒否することは，学生が一般市民として有する右公の施設を利用する権利を侵害するものとして司法審査の対象になるものというべきである。……大学の専攻科は，大学を卒業した者又はこれと同等以上の……者に対して，……特別の事項を教授し，その研究を指導することを目的として設置されるものであり（学校教育法五七条），大学の専攻科への入学は，大学の学部入学などと同じく，大学の利用の一形態であるということができる。そして……学生が専攻科修了の要件を充足したにもかかわらず……国公立の大学において……大学が専攻科修了の認定をしないことは，……一般市民としての学生の国公立大学の利用を拒否することにほかならないものというべく，その意味において，学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害するものであると解するのが，相当である。されば，本件……争いは司法審査の対象になるというべきである。論旨は，また，専攻科修了の認定は，大学当局の専権に属する教育作用であるから，司法審査の対象にはならないと主張する。しかし……富山大学学則……によれば，……一年以上の在学と所定の単位の修得とが同大学の専攻科修了の要件とされているにすぎず，小学校，中学校及び高等学校の卒業が児童又は生徒の平素の成績の評価という教育上の見地からする優れて専門的な価値判断をその要件としているのと趣を異にしている。それゆえ，本件専攻科の終了については，前記の二要件以外に論旨のいうような教育上の見地からする価値判断がその要件とされているものと考えることができない。そして，右二要件が充足されたかどうかについては，格別教育上の見地からする専門的な判断を必要とするものではないから，司法審査になじむものというべく，右の論旨もまた，採用することができない。」と判示されている。本判決は，特別権力関係論によることなく，大学の利用について部分社会の法理に立脚し，大学の自律と司法審査につき考えられている点に注目すべきと考える。また，判示より，大学はその設置目的を達成するために必要な諸事項については，法令に格別の規定がない場合でも，学則等によりこれを規定し，実施することのできる自律的，包括的な権能を有し，一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているので，一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は司法審査の対象から除外されると考えるべきであろう。しかしながら，具体的にはどのようなことが大学の自律にゆだねられるべき内部的問題なのかは定かではない(16)。

以上のように，判例を踏まえて部分社会の法理をみてきたのであるが，この法理も問題点を有する。それは，具体的にはどのようなことが大学の自律にゆだねられるべき内部的問題なのかが定か

ではないという点である。これにより，部分社会の法理に則り，もしも学校の学生に対する規律の適用が際限なく行われるようなことがあれば，そこに学生の人権侵害が生じうる[17]。

現在においては，在学関係は，契約関係（在学契約）によるとして説明するのが一般的である[18]。在学契約論の最大の特徴は，特別権力関係論にみられた権力性を排除している点である。そして同理論は，非権力関係であることを前提に在学関係の法理論を構成している。また，前述の部分社会の法理における，教育給付関係の法的拘束力の発生についても，在学契約論のように契約関係と構成することで説明が可能となる[19]。

2) 教員が関与する学生を対象に研究を行う際に登場する主体と，それらの間の法的関係

教員が関与する学生を対象に研究を行う際に登場する主体としては，当然，学生・教員があげられる。さらに，教員は通常学校に雇用されていることから，さらに学校という主体も登場しうる。

次に，この三者の間の法的関係につき整理をする。(3)の1）でも触れたように，学校と学生の間には，現在においては在学契約が存在すると解されている。また，前述のように，通常，教員は学校に雇用されているので，学校と教員の間には雇用契約が存在する。一方，学生と教員の関係について，ここには契約関係は存在しない。以上を図にまとめたものが図5である。

ただし，教員は学校の被用者として，学校が提供すべき教育サービスを実際に提供する「履行補助者」と考えられる。図のように，教員と学生の間に直接の契約関係はないものの，学校と学生の在学契約について，学校の履行補助者として契約の履行に参加する（あるいは契約を実施する）立場にあるので，単純に教員・学生の間に法的関係がないとはいえない。

問題をより複雑にするのは，大学の教員の場合，単なる履行補助者ではなく，教員には学問の自由や教育の自由が認められ，一定の範囲で，自由に教育サービスの内容を決めることができる点である。教育内容や単位の認定，その認定方法などについて，教員には一定の自由が認められ，単に学校の履行補助者といえない部分がある。基本的には下記の図が示すような単純な関係とみられるが，実態を見れば必ずしもそう単純に見ることのできい側面がある。

3) 学生が講義等に関与する教員からの研究協力依頼に関し，種々の不利益を被った場合の法的検討

はじめに，学生が講義等に関する教員からの研究協力依頼に関して被る不利益の具体例につき，列挙していく。まず考えられるのは，研究協力により学生が学校で学ぶ権利を有する時間を奪われるということである[20]。この他，学生が教員からの研究協力依頼を断った場合には，教員との間

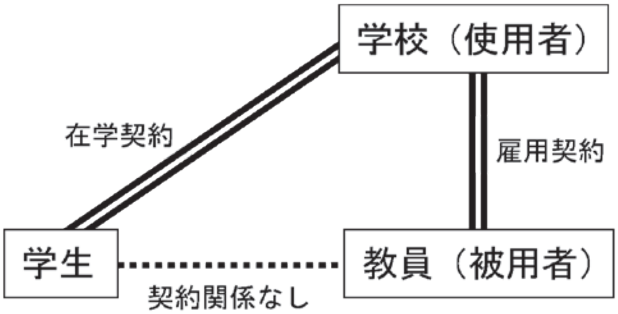

図5　学生・学校・教員とそれらの間の法的関係

の関係性の悪化(21)や，教員が研究に協力しないことを根に持ち当該学生の成績を低く評価するといったことが考えられる。さらには，上記（特に2番目及び3番目に掲げた事項）から生じる精神的苦痛も考えられる。これらの不利益が学生に生じた場合に，(3)の2）で整理をした三者の間の法的関係においてはどのようなことが生じうるか，以下，検討する。

まず，学生と学校について，前述の不利益により学生が本来受けるべき教育が受けられなかった場合には，学生と学校の間の契約関係（在学契約）より，学校の学生に対する債務不履行が成立しうる(22)。加えて，学校には，不法行為法上の使用者責任(23)も成立しうるであろう。

次に，学生と教員について，両者の間に契約関係は存在していない。よって，契約に基づく債務不履行責任は教員には成立せず，教員の研究協力依頼により前述の不利益を学生が受けた場合には，もっぱら教員の不法行為が問題となる(24)。

しかしながら，本稿が対象とするような事例で，実際に不法行為事件となった例はない。もちろん，学生の側から事件化しにくい事例だから，ということによる可能性もある。

だが，裁判所は，一般法理である不法行為法によって，教員・学生間の問題に介入するのに慎重であるのではないか。大学の自治や教育の自由が問題になり得ること，個々の学生の単位評価などは裁判上の係争事項とは考えられていないこと，学生の研究非協力を理由に単位認定に悪影響を与えたという因果関係を立証する困難，さらにそのような推測に基づいて学生が精神的被害を受けたと主張してもその損害の算定が難しいことなど，慎重な理由はいくつも考えられる。

したがって，教員による研究について学生が非協力的な態度を示した場合に，学生への不利益があるとすれば，学校に対し債務不履行責任の追及，教員に対し不法行為責任の追及が可能であると述べることはできても，現実的に，法的責任が認められる可能性は大きいとはいえない。以上のような考察から，研究のあり方については研究倫理指針がむしろ重要な規範ではないかと考えられる。倫理指針は，まさに指針でありガイドラインであって，厳密な意味で法とはいえない。しかしながら，研究倫理指針については大多数の研究者がそれに従っており，実際にはその違反に対し，研究者にとって無視できない制裁も用意されている。

実はこれは医学関連の研究の場面だけではない。金融取引であれ，あらゆる事業の遂行の場面であれ，指針やガイドラインが重要な役割を果たしており，これらはソフト・ローとも呼ばれる。次項では，医学研究倫理指針が，本稿の対象とする問題について，どのようなルールを定めているか検討する。

(4) 研究倫理指針の検討

1) 関連のある指針の規定

文部科学省・厚生労働省・経済産業省が所管する「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」は，令和3年3月23日に告示された(25)。本指針の第1章 総則の第1 目的及び基本方針(26)における⑥にて，「社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること」と規定されている。また，本指針にはガイダンス資料(27)が存在しており，その中で，「社会的に弱い立場にある者」の一例として，研究が実施されることを拒否した場合の不利益を予想することによって自発的な意思決定が不当に影響を受ける可能性がある者が掲げられている(28)。（教員による）研究に対する協力を拒否することで，本研究におけるアンケートの回答にもあった，成績評価に関係することへの心配や，教員との関係性が悪化することへの心配などの不利益を予想するがゆえに，研究協力を断りにくいと感じる（あるいは感じうる）学生は，まさに本指針が示す弱者にあたるといえよう。

また，「特別な配慮」については，「社会的に弱い立場にある者」と考えられる者を研究対象者とする必要性について十分に考慮することも「特別な配慮」に含まれるということが明記されている。教員は，自身が計画する研究につき，学生を対象としないと当該研究が成立しえないのかとい

うことを厳に考慮し，研究協力者を可能な限り学生以外にすることが要求されているといえよう。

2) 研究倫理指針の重要性

前述の通り，「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」は，日本における行政機関の告示という形式で作られたルールであり，他律的なものである。本指針は法律とは異なり，それ自体では強制力を持たない。しかし，同指針に違反すると，国等より支給される研究費の停止や，社会的制裁が課される。同指針に触れるということは，研究者にとっては致命的なことであり，この点において，研究者にとって同指針は法にも劣らない強制力(29)を持っているといえよう(30)。さらに，同指針は，大学等の設置主体（国公私立）を問わず適用されるものであり，一般性も具有している。

Ⅲ 結 論

本研究において，A 大学看護学部学生及び大学院看護学研究科大学院生に対しアンケート調査を実施し，学生に対し関与する（あるいはこれから関与する）教員からの研究協力依頼が存在する事実が明らかとなった。また，回答数は少ないが，教員からの研究協力依頼に対し，学生の半数は教員からの研究協力依頼に対し，断りにくいと感じていた。さらに，教員からの研究協力依頼を措定した設問においても，学生のおよそ半数は断りにくいと感じると回答していた。以上より，教員から研究協力依頼をされた場合には，学生のおよそ半数は断りにくいと感じる可能性が示唆された(31)。学生の約半数という決して少なくない者が，教員からの研究協力依頼に対し，断りにくいと感じる可能性があるということを，研究者である教員は肝に銘じ，教員が自身の関わる学生に対し研究協力を依頼するような研究は原則慎み，そのような方法でしか研究を行えないようなやむを得ない場合にのみ，弱者である学生である研究協力者に厳重に配慮した研究協力依頼をすべきであろう。

また，教員と学生の間には権力勾配が存在するので，学生を研究対象とする場合には，この権力勾配に配慮し，弱者である学生に最大限の配慮をしなければならないということは，各大学の倫理委員会等により通知等が出されている(32)。しかしながら，これらにおける記載は，研究者に対する研究における道徳やモラル的なものを示すに過ぎず，これまで特に学生と教員（あるいはその使用者である学校）の関係や，そこに存在する法的関係，さらにはそこから生じる法的な効果については明らかにされてこなかった。本研究により，学生・教員・学校の三者の間における法的関係が明らかとなり，そこから生じる，債務不履行及び不法行為という法的効果が明らかとなった。また，教員から学生への研究協力依頼にまつわる事例の裁判例ではないものの，前述の学生・教員・学校の三者に関係する債務不履行及び不法行為が問題となった裁判例を取り上げることで，教員による学生への研究協力依頼につき，学生の不利益の度が過ぎた場合に，どのような法的問題（責任）があるのかにつき，一定の整理がついたように思われる。

しかし，教員による学生への研究協力依頼の状況の調査は未だ十分とはいえない。また，教員から学生へ研究協力を依頼された事案において，具体的に学生がどのような不利益を被ったのかについて，加えてその法的検討も十分にはなされていない。さらには，本研究で整理した，教員による学生への研究協力依頼につきどのような法的問題があるのかについてと，「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」をはじめとする各種指針等における，特に被験者保護に関する規定との整合性の精査も行えていない。それらについては，自らの今後の研究課題にするとともに，各界における検討や議論の興隆にも大いに期待したい。

《注》

（1） 塚本友栄＝舟島なをみ＝野本百合子「我が国の看護学教育研究における倫理的問題－1999年から2003年の抄録分析を通して－」千葉看護学会誌11巻2号2頁(2005)。この中において，看護学教育研究（research

in nursing education）を「看護学教育に資する目的で看護基礎・卒後・継続教育に関わる制度，内容，方法，構成員などを含む諸現象を対象とした研究」と定義している。

（2） 塚本友栄＝舟島なをみ＝野本百合子・前掲注1 1-7頁。

（3） 長田瑞恵「多人数質問調査法の現在（1）研究協力拒否の増加の問題－近年の研究協力拒否の増加傾向がもたらす問題についての一考察－」計量国語学31巻3号228-243頁（2017）。

（4） 2006年刊行の本雑誌に掲載の研究において，学生が研究対象者である率は63.3％であり，一方，2016年刊行の本雑誌に掲載の研究におけるそれは54.4％である。2006年から2016年の10年間で，学生が研究対象者である率は若干の減少を示したものの，依然として5割を超えている現状がある。また，本報告は心理学関連分野についてのものであり，看護学をはじめとする医学医療系に限らず，複数の領域において学生が研究対象者となっている可能性をうかがうことができるであろう。

（5） 石岡洋子＝平野亙＝小野美喜「看護学生を対象とした質問紙調査を行う際の倫理的配慮に関する実態調査－看護教員の倫理的配慮に関する認識と実践－」日本看護倫理学会誌5巻1号17頁（2013）。

（6） 日本において，厚生労働省は2003年に，「臨床研究に関する倫理指針」を策定している。この中において，医学・歯学・薬学・看護学における研究は人を対象とする研究とされ，臨床研究に位置付けられた。その後，同倫理指針は2014年に「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に改正され，さらに2021年に「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に改正され，現在に至っている。また，2007年に日本看護系大学協議会は，「看護学教育における倫理指針」を発表している。これは，看護学教育の場においても，そこで行われる研究についての研究協力者の権利の保護に対する意識を高めることを目的としたものである。看護教員が行う研究については，医学研究における倫理の原則を定めたヘルシンキ宣言（1964年採択，2013年最終改訂）に則り，高い倫理性が求められている。

（7） 石岡洋子＝平野亙＝小野美喜・前掲注5 15頁。この中で，教員が看護学生を対象とした研究についての，教員側の倫理的配慮への意識において，「（研究）参加不参加による不利益（つまり成績低下）」は，設定された6項目の教員側の倫理的配慮のうち，順位としては2番目となっていた。本研究におけるアンケート調査では回答数が少ないが，学生側が一番気にしている事項と，教員側が学生を対象として研究を行う際に研究協力者である学生に対する倫理的配慮のうちで一番に考えている事項が異なることに，注目すべきであろう。

（8） 通常，人はよい成績をとりたいと思うであろう。しかし，特に医療系の各種国家資格等の試験を目指すものにおいては，著しく悪い成績となり，当該科目の単位を取得できなくなってしまうと，各種国家試験等の資格試験を受験できなくなってしまう。著者の医療系国家資格の国家試験受験と，資格取得の経験より，学生にとってはこの各種国家資格等の試験の受験の可否が，大学等における各科目の成績の良し悪しよりも関心のある事である場合がほとんどであり，このような理由で学生にとって成績が一番の関心事になっていると考えられる。

（9） 雪丸武彦「在学関係論の理論課題－特別権力関係論の検討－」教育経営学研究紀要第9号43頁（2006）。

（10） 雪丸武彦・前掲注10 45頁。

（11） 雪丸武彦・前掲注10 45頁。

（12） 徳本広孝「学校および在学関係の法的性質」信国幸彦編集『ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ8 行政法の争点』272頁（有斐閣，2014）。この中で，特別権力関係論は，戦後，人権尊重の理念に適合しないとして批判の対象とされ，また判例も同理論を援用しなくなっていったと述べられている。このような流れにより，特別権力関係論は戦後より1970年代に向かい，消失していったものと考えられる。

（13） 徳本広孝・前掲注13 272頁。

（14） 昭和四八年一二月一二日判決，いわゆる三菱樹脂事件。

（15） 昭和三八年五月二二日判決，いわゆるポポロ事件。

（16） 一方，退学処分は，大学という教育施設を利用しうる法的地位を失うことであるので，一般市民法秩序と直接の関係を有する係争問題といえよう。

（17） 部分社会の法理においては，服装や髪型などを定める校則を，合理的な根拠なく，学生に強制することが可能である。

（18） 徳本広孝・前掲注13 273頁。この中で，私立学校の在学関係が契約関係であると説明されるにとどまらず，国公立学校の在学関係もまた特別権力関係ではなく契約関係として説明するのが一般的であるとしている。

（19） しかし，現行の就学制度において，在学関係における実態としての契約関係がないという点が，在学関係論の弱点といえよう。つまり，教育給付関係の視点で在学契約論を検討すると，契約という法律関係（申込と承諾による意思の合致）がないので，いわば机上の空論になってしまっていることは否めない。

（20） 例えば，教員が自身の授業時間を利用し，学生にアンケート調査をする場合があり得る。

（21） 例えば，授業その他の場面で，当該教員と顔を合わせた際に，気まずさを感じるなどが考えられる。そして，これは，少人数の学生を相手に演習や実習形式の授業が頻繁に行われる医療系学部においては，特に顕在化しうるであろう。

（22） 教員からの研究協力依頼に起因する学校の債務不履行の判例や裁判例はないが，学校側の債務不履行を認める裁判例として，大阪地判平成5年2月4日判時1481号149頁がある。本事案は，大学受験生及びその保護者が，大学受験予備校に入学したところ，当該予備校の実態が事前に提示・説明されたものと異なっており，受験生らの志望大学の入学試験に対応可能なレベルに達していないとして，債務不履行等に基づく損害賠償を求め，訴訟を提起したものである。判決は，主位的主張である予備校入学契約に基づく予備校側の債務不履行を認容した。なお，本裁判例においては，広告宣伝等を問題とした詐欺による不法行為ではなく，債務不履行にて予備校側の責任を認めている。債務不履行が詳しく検討されている点より，本稿におい

て取り上げることとした。また，教育関連分野における，教育提供側の債務不履行につき判断している，数少ない裁判例の一つであろう。

(23) 民法715条。報償責任あるいは危険責任の原理に基づく使用者の中間責任（運用上は，ほぼ無過失責任）。使用者の責任は，通説では代位責任。要件は，使用関係の存在・事業執行性・被用者の行為が民法709条の要件を具備・使用者に被用者の選任や監督についての過失が無いことである。効果は，使用者は被用者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負うというものである。

(24) 教員からの研究協力に起因する教員の不法行為の判例や裁判例はないが，学校事故において教員が注意義務を怠った際には，教員に過失が認定され，教員には民法709条に定める不法行為責任が課せられる。学校事故と本稿が取り上げる教員から学生への研究協力依頼にまつわり生じうる事項とは異なっている（学生が受ける不利益の程度にも差はある）が，ともに学生に対する不利益に変わりはない。したがって，学校事故という学生にとっての不利益に対し，教員に不法行為責任が課せられた裁判例（津地判昭和41年4月15日判時446号23頁）を取り上げることとする。本件は，浜辺にて教育活動として水泳を行っている最中に，潮の異常な流れのために多数の生徒が溺死した事件である。本件は，引率した教員に対し，潮の異常な流れにつき生徒らに警告を与える注意義務，あるいは，生徒らが異常な潮の流れに落ち込まないように監視すべき注意義務があるとした。そして，それらを果たしていれば，本件事故は防止できたとし，本件事故は教員が注意義務を怠ったことに起因したと判断された。このように，学生が被った不利益に対する教員自身の責任を法的に判断する場合は，教員が注意義務に違反したかどうかが中心となっている。このことを，本稿で取り上げている教員による学生への研究協力依頼の事例に当てはめると，教員には，研究協力依頼により，学生に対し前述の不利益を与えうる（さらには，場合により，これらの不利益起因する学生の不登校への発展等も生じうる）ことを想起し，学生に不利益を与えないようにする注意義務があり，それを怠ると，不法行為責任が課されうるということになろう。

(25) 令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。

(26) この指針は，人を対象とする生命科学・医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定めることにより，人間の尊厳及び人権が守られ，研究の適正な推進が図られるようにすることを目的とする。全ての関係者は，次に掲げる事項を基本方針としてこの指針を遵守し，研究を進めなければならない。①社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること。②研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。③研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を比較考量すること。④独立した公正な立場にある倫理審査委員会の審査を受けること。⑤研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに，自由な意思に基づく同意を得ること。⑥社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること。⑦研究に利用する個人情報等を適切に管理すること。⑧研究の質及び透明性を確保すること。

(27) 2021年4月16日「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針　ガイダンス」（厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/content/000769923.pdf）（2022年1月9日アクセス）。

(28) 当該ガイダンス資料においては，「社会的に弱い立場である者」につき，「日米EU医薬品規制調和国際会議（以下「ICH」という。）において合意されている医薬品の臨床試験の実施に関する基準（GCP）のガイドライン（ICH-GCP）では「Vulnerable Subjects」として示されており，研究の内容に応じて適宜参考としてよい。」との記載もある。ICH-GCPにおいて該当する規　定（1.GLOSSARYの1.61 Vulnerable Subjects）を，以下に示す。Individuals whose willingness to volunteer in a clinical trial may be unduly influenced by the expectation, whether justified or not, of benefits associated with participation, or of a retaliatory response from senior members of a hierarchy in case of refusal to participate. Examples are members of a group with a hierarchical structure, such as medical, pharmacy, dental, and nursing students, subordinate hospital and laboratory personnel, employees of the pharmaceutical industry, members of the armed forces, and persons kept in detention. Other vulnerable subjects include patients with incurable diseases, persons in nursing homes, unemployed or impoverished persons, patients in emergency situations, ethnic minority groups, homeless persons, nomads, refugees, minors, and those incapable of giving consent.（参加に伴う利益または参加拒否による上位の者による報復を予測することにより，臨床試験への自発的な参加の意思が不当に影響を受ける可能性のある者。例えば，医学生，薬学生，歯学生，看護学生，下位の病院及び検査機関の職員，製薬企業従業員，軍隊の隊員そして被拘留者といった階層構造を有する集団の構成員である。その他の社会的に弱い立場にある者としては，不治の病気に罹患している患者，養護施設の収容者，失業者や貧困者，緊急状態にある患者，少数民族の集団，ホームレス，放浪者，難民，未成年者そして同意を表明する能力のない者があげられる。)。このような集団についてのリスト化は有効ではあるが，特定への集団への偏見や，直感的に理解しにくい点を，田代は指摘している。この点につき，田代は田代志門『みんなの研究倫理入門　臨床研究になぜこんな面倒な手続きが必要なのか』226-228頁（医学書院，2020年）において，いわば概念的に弱さの分析を行った「分析的アプローチ」につき言及している。そして，その内容として，①知的能力やコミュニケーション能力に関する弱さ，②施設収容と関わる弱さ（拘束性），③関係の従属性による弱さ（権力関係や依存関係），④医学的な弱さ（限られた選択肢しかない重篤な疾患），⑤経済的な弱さ（様々な資源の欠乏），⑥社会的な弱さ（マイノリティや偏見を持たれている集団）の6点を示している。このうち，本稿で取り上げている，教員からの研究協力依頼にかかる学生についての弱さは，③関係の従属性による弱さ（権力関係や依存関係）に該当するといえよう。

(29)　本指針は，前述のように，強制力を持たないソフト・ローの形態をとっている。しかしながら，ソフト・ローはハード・ロー（立法府である国会で法案が審議され成立・施行した法律等）と比べ短時間ででき，また，社会等の変化により，修正や改正も柔軟に行うことができるといった長所があるので，ここで述べた実質的な強制力を伴えば，進歩が素早い医学系の研究界において，同指針はソフト・ローの形態であったとしても，馴染むものと考える。

(30)　とはいえ，研究者が同指針を遵守することについての根本的な心構えが，被験者の人格の保護・善行・正義と公正であることは言うまでもない。

(31)　もっとも，本研究におけるアンケート調査は回答数が少ない上，対象も１つの大学の看護学部及び看護学研究科にとどまっている点は，研究の限界といえよう。

(32)　一例として，東邦大学医学部倫理委員会が作成した「東邦大学医学部 学生を対象とする研究に対する倫理審査についての申し合わせ」が公開されている（https://www.toho-u.ac.jp/med/gakunai/ethical_committee1/files/student_202004.pdf　2022 年１月３日アクセス）。この中の「1.はじめに」において「適切な手続きを以って遂行された東邦大学医学部に在籍する学生・大学院生（以下，「学生」という）を対象とした研究は，医学教育学の発展に貢献し，より良き臨床医を輩出せんとする学是に則った行為であると認める。しかし，学修成果に関する評価者対被評価者の関係から生ずる権力勾配や属性の特殊性など，研究計画の立案や実施に際して慎重な配慮が求められる。本稿は，学生を対象とする研究を企図する際に，研究申請書記載にあたり留意すべきことをまとめたものである。とくに，実際の講義演習実習や臨床実習における教育に関連した研究については，倫理委員会への申請が必要である。」との記載がある。また，「2.学生は社会的弱者である」において「1）重要なことは，学生でなければその研究が成立しないのか，ほかの研究対象者で代替可能ではないのか，検討することである。その上で，学生を研究対象とすることで，科学的妥当性が存在することを明確にする必要がある。2）研究代表者は，東邦大学医学部（以下，本学）の教員であることが想定されている。教員と学生の間には，明確な権力勾配が存在するため，教員には充分な説明責任義務が存在する。すなわち，当該研究に参加しなくても履修科目の評価および合否には何ら影響を及ぼさないこと，実際の学部教育に附随した当該研究の必要性および科学的妥当性を説明すること，が最低限必要である。3）一年次および二年次では未成年の学生が含まれることが想定される（成年年齢引き下げ前の2020 年４月１日が，本申し合わせの最終改訂である。著者注）。学生は，面接を含む本学の入学試験に合格しており，一般的な価値判断は可能と考えられるが，特に介入を行う研究や侵襲を伴う研究を企図する場合には，必要に応じて保護者への説明と同意の取得を考慮する。4）例としては，演習や実習で得られたデータの使用，授業改善のためのアンケート結果の解析，などが想定される。これらの成果物は学生にとっては自分たちの経験となること，教員にとっては当該学生の評価のために得られるものであり，教育目的以外の使用は企図されていない。たとえ無記名のアンケートであったとしても，本学の関係者かつ社会的弱者であることは明らかなので，倫理的配慮は必要である。」との記載がある。